強い農業づくり事業補助金交付事務取扱要領の新旧対照表(様式)

| 改正後 | | | | | | | 現行 | | | | | |
|--|--|--------|------------------|--------------------------|----------------------------|---|--------------------------|--------|----|--------|-------------------|--|
| 別記第1号 | · · · · · · · · · · · · · · | 略 | | | 別記第 | 1号 | 様式(第4関係) | 略 | | | | |
| 別記第2- る事業の場 | - 1 号様式(第 6 - 1 景合] | 関係)[産地 | 競争力の強化 | の取組に係 | 別記第 る事業 | | 1号様式(第6-1 合] | 関係) [j | 産地 | 競争力の強化 | の取組に係 | |
| (記号)第 | 号指令 | | | | (記号 |)第 | 号指令 | | | | | |
| | | | (補 | 前助事業者) | | | | | | (補 | 前助事業者) | |
| 年 月 日に申請のあった強い農業づくり事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、 田を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。 | | | | | | | | | | | | |
| 年 | 月 日 | | | | 年 月 日 | | | | | | | |
| | (| 総合振 | 北海道知- 興局長(振興) | | 北海道知事 印 (総合振興局長(振興局長)) | | | | | | | |
| | i助金の交付の対象と i及び完了期限は、次の | | | 費並びに補 | | | 助金の交付の対象と7 及び完了期限は、次の | | | | 費並びに補 | |
| 補助 | 補助対象経費 | | 補助金の額 | <i>→</i> → #0 <i>7</i> 0 | 補助 | | 補助対象経費 | | | 補助金の額 | <i>₽</i> → ₩0.170 | |
| 等名 区 分 | 費目 | 金額 | 金額 | 完了期限 | 事業 等名 | 事業 等名 区 費 目 金 額 分 | | 額 | 金額 | 完了期限 | | |
| 強業 農づり事業 | 1 産地収益力の 強化に向けた総合 | 円 | 円 | 年月日 | 強農づり業 | 整備事業 | 1 産地収益力の 強化に向けた総合 | | 円 | 円 | 年月日 | |

花き、畜産周辺環 境影響低減、畜産 生產基盤育成強 化、飼料増産、家 畜改良增殖、食肉 等流通体制整備、 国産原材料サプラ イチェーン構築、 農畜産物輸出に向 けた体制整備、ス マート農業実践施 設の整備、環境保 全の取組、有機農 業の取組及び土づ くりの取組(科学 的データに基づく 土づくり及び被災 農地の地力回復)、 畜産副産物の肥飼 料利用

- (1) 耕種作物小規模土地基盤整備アは場整備イ園地改良ウ優良品種系統等への改植・高きよ施工オ土壌土層改良
- (2) 飼料作物作付 及び家畜放牧等条 件整備 ア 飼料作物作付 条件整備 イ 放牧利用条件 整備 ウ 水田飼料作物 作付条件整備

||花き、畜産周辺環|| 境影響低減、畜産 生産基盤育成強 化、飼料増産、家 畜改良増殖、食肉 等流通体制整備、 国産原材料サプラ イチェーン構築、 農畜産物輸出に向 けた体制整備、ス マート農業実践施 設の整備、環境保 全(小規模公害防 除)の取組、有機 農業の取組及び十 づくりの取組(科 学的データに基づ く土づくり及び被 災農地の地力回 復)、畜産副産物 の肥飼料利用

- (2) 飼料作物作付 及び家畜放牧等条 件整備 ア 飼料作物作付 条件整備 イ 放牧利用条件 整備 ウ 水田飼料作物 作付条件整備

| (3) 耕種作物産地 | (3) 耕種作物 | 勿産地 | |
|------------|----------|---|--|
| 基幹施設整備 | | | |
| ア育苗施設 | | triu (H) | |
| イ 乾燥調製施設 | | 梅曼 | |
| ウ 穀類乾燥調製 | | | |
| 貯蔵施設 | | E H) 1 32 | |
| 工農産物処理加 | | л. Т Ш лп | |
| 工施設 | | 3 E //II | |
| 才 集出荷貯蔵施 | | 之 萨 · 梅 | |
| 設 | | 1 /成 //厄 | |
| 力 産地管理施設 | | 協設 | |
| キ用土等供給施 | | | |
| で | | | |
| ク農作物被害防 | | * 宝 咕 | |
| 上施設 | | | |
| ケ生産技術高度 | | () () () () () () () () () () | |
| 化施設 | | 1 同 及 | |
| コ種子種苗生産 | | 5 | |
| 関連施設 | | 1 /#_ | |
| サ 有機物処理・ | | л. тт | |
| 利用施設 | | - 生 | |
| シ油糧作物処理 | | 勿如班 | |
| 加工施設 | 加工施設 | , , , , , , , , , , , , , , , , , , , | |
| スバイオディー | スパイオラ | | |
| ゼル燃料製造供給 | ゼル燃料製道 | | |
| 施設 | 施設 | = 0 1/14 | |
| AEBA | | | |
| (4) 畜産物産地基 | (4) 畜産物産 | 全地基 | |
| 幹施設整備 | | | |
| ア畜産物処理加 | | 1.理加 | |
| 工施設 | | | |
| イ家畜市場 | イ家畜市場 | | |
| ウ家畜飼養管理 | | | |
| 施設 | 施設 | | |
| 工自給飼料関連 | 工 自給飼料 | 関連 | |
| 施設 | | | |
| 才家畜改良増殖 | 才 家畜改良 | き増殖 | |
| 関連施設 | 関連施設 | | |
| カ 家畜周辺環境 | 力 家畜周辺 | 7 晋 倍 | |

| 影響低減施設 | 影響低減施設 | |
|------------------|------------|-------|
| キ 畜産副産物肥 | キ 畜産副産物肥 | |
| 飼料利用施設 | 飼料利用施設 | |
| | | |
| (5) 農業廃棄物処 | (5) 農業廃棄物処 | |
| 理施設整備 | 理施設整備 | |
| | | |
| 2 産地合理化の | 2 産地合理化の | |
| 促進 | 促進 | |
| (1) 穀類乾燥調製 | (1) 穀類乾燥調製 | |
| 貯蔵施設等再編整 | 貯蔵施設等再編整 | |
| 備 | 備 | |
| (2) 集出荷貯蔵施 | (2) 集出荷貯蔵施 | |
| 設等再編利用 | 設等再編利用 | |
| (3) 農産物処理加 | (3) 農産物処理加 | |
| 工施設等再編利用 | 工施設等再編利用 | |
| 工施設等投機利用 | 工 | |
| | | |
| 制再編整備 (5) 図史充準 図 | 制再編整備 | |
| (5) 国内産糖・国 | (5) 国内産糖・国 | |
| 内産いもでん粉工 | 内産いもでん粉工 | |
| 場再編合理化 | 場再編合理化 | |
| (6) 乳業再編等整 | (6) 乳業再編等整 | |
| 備 | 備 | |
| アー効率的乳業施 | アー効率的乳業施 | |
| 設整備 | 設整備 | |
| イ 集送乳合理化 | イ 集送乳合理化 | |
| 推進整備 | 推進整備 | |
| ウ 需給調整拠点 | ウ 需給調整拠点 | |
| 施設整備 | 施設整備 | |
| | | |
| 3 重点政策の推進 | 3 みどりの食料 | ○補助対象 |
| <u>進</u> | システム戦略の推 | の拡充(メ |
| | 進 | ーの追加) |
| みどりの食料シス | | |
| テム戦略の推進、 | | |
| スマート農業の推 | | |
| 進、産地における | | |
| 戦略的な人材育成 | | |
| の推進 | | |
| \ <u> </u> | | |

| (1) 新経作物小規 模上地基螺絡偏 子 随地色展 | | | | | |
|--|----------|------------|------------|--|---|
| 模土地基盤整備 | (1) 耕種作物 | カルも | (1) 耕種作物小規 | | ĺ |
| | | | | | |
| イ 園地改良 | | . VIII | | | |
| □ 一 「 | | | | | |
| 等への改植・高接 エ・時きよ施工 オ・土壌土層改良 (2) 飼料作物作付 及び家畜放牧等条 件整備 ア・飼料作物作付 条件整備 ア・飼料作物作付 条件整備 イ 放牧利用条件 整備 ウ 水田飼料作物 作付条件整備 ウ 水田飼料作物 作行条件整備 ウ 水田飼料作物 作行条件整備 ウ 水田飼料作物 作行条件整備 (3) 排経作物産地 基幹施設整備 ア 育苗施設 イ 乾燥調製施設 り 喪頭乾燥調製 貯蔵施設 エ 農産物処理加 工施設 オ 集出 荷 時蔵施設 カ 産地管理施設 カ 産地管面 と 円 年 等 供給施 設 | | 系統 | | | |
| 工 時き上施工 才 土壤土層改良 (2) 飼料作物作付 及び家畜放牧等条 件整備 ア 飼料作物作付 条件整備 ア 飼料作物作付 条件整備 ア 飼料作物作付 条件整備 ア 飼料作物作付 条件整備 ク 水田飼料作物 作付条件整備 (3) 料確作物産地 基体施設整備 ア 育苗施設 力 教與乾燥調製 貯滅施設 力 較類乾燥調製 貯滅施設 力 較類乾燥調製 貯滅施設 力 較類乾燥調製 貯滅施設 力 被翼乾燥調製 貯滅施設 力 被翼乾燥調製 貯滅施設 力 被翼乾燥消息 所滅施設 力 被對乾燥消息 下育苗施設 力 产用音形截旋 設 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 | | | | | |
| オ 土壌上層改良 (2) 飼料作物作付 及び家畜放牧等条 作整備 ア 飼料作物作付 条件整備 ア 飼料作物作付 条件整備 イ 放牧利用条件 整備 ウ 水田飼料作物 作付条件整備 (3) 耕種作物産地 基幹施設整備 ア 育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 較類乾燥調製 貯蔵施設 ス 農産物処理加 工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施 設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施 設 の 農作物被害防 止施設 ア 年産技術高度 (心施設 コ 種子種古生産 関連施設 サ 有機物処理・利用施設 ン 油酸作物処理・利用施設 ン 油酸作物処理・利用施設 ン 油酸作物処理 対 短標物処理・利用施設 シ 油酸作物処理 対 1 接待 処理 対 1 接待 No. 2 表 | | | | | |
| (2) 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 | - | | | | |
| 件整備 | | | | | |
| ア 飼料作物作付 条件整備 イ 放牧利用条件 整備 ウ 水田飼料作物 作付条件整備 (3) 耕種作物産地 基幹施設整備 ア育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 較類乾燥調製 貯蔵施設 エ 農産物処理加 工施設 オ 集出荷貯蔵施 設 産地管理施設 キ 用土等供給施 設 度作物被害防 止施設 ケ 生産技術高度 化施設 コ 種子種首生産 関連施設 サ 有機物処理・ 利用施設 シ 油糧作物処理 | 及び家畜放牧 | 文等条 | 及び家畜放牧等条 | | |
| 条件整備 | 件整備 | | 件整備 | | |
| イ 放牧利用条件 整備 ウ 水田飼料作物 作付条件整備 (3) 耕種作物産地 基幹施設整備 ア 育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 鞍類乾燥調製 貯蔵施設 エ 農産物処理加 工施設 オ 集出荷貯蔵施 設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施 設 ク 農作物被害防 止施設 ク 農作物被害防 止施設 ウ 性産技術高度 化施設 コ 種子種苗生産 関連施設 サ 有機物処理・利用施設 シ 油糧作物処理 | ア 飼料作物 | 1作付 | ア 飼料作物作付 | | |
| 整備 ウ 水田飼料作物 作付条件整備 (3) 排種作物産地 基幹施設整備 产育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 較類乾燥調製 貯蔵施設 工 農産物処理加 工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 ク 農作物被害防止施設 ク 農作物被害防止施設 ク 農作物被害防止施設 ク 農作物被害防止施設 カ 産・産・技術高度 化施設 コ 種子種苗生産 関連施設 サ 有機物処理・利用施設 シ 油糧作物処理・利用施設 シ 油糧作物处理 | 条件整備 | | 条件整備 | | |
| ウ 水田飼料作物 作行条件整備 (3) 排種作物産地 基幹施設整備 ア 育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製 貯蔵施設 工 農産物処理加 工施設 オ 集出荷貯蔵施 設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施 設 ク 農作物被害防 止施設 ケ 生産技術高度 化施設 フ 種子種苗生産 関連施設 サ 有機物処理・利用施設 シ 油糧作物処理・利用施設 シ 油糧作物処理・利用施設 シ 油糧作物処理 | イ 放牧利月 | 条件 | | | |
| 作付条件整備 (3) 耕種作物産地 基幹施設整備 ア育苗施設 イ乾燥調製施設 ウ穀較機調製 貯蔵施設 エ農産物処理加 工施設 オ集出荷貯蔵施 設 カ産地管理施設 キ用土等供給施 設 ク農作物被害防 止施設 ケ生産技術高度 化施設 コ種子種苗生産 関連施設 サ 有機物処理・利用施設 シ 油糧作物処理 シ 海債を地 | | | 整備 | | |
| (3) 耕種作物産地 基幹施設整備 ア育苗施設 イ乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製 貯蔵施設 工 農産物処理加 工施設 オ 集出荷貯蔵施 設 力 産地管理施設 キ 用土等供給施 設 | | | | | |
| 基幹施設整備 ア育苗施設 イ乾燥調製施設 ウ穀類乾燥調製 貯蔵施設 工 農産物処理加 工施設 オ 集出荷貯蔵施 設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施 設 ク 農作物被害防 止施設 ケ 生産技術高度 化施設 コ 種子種苗生産 関連施設 サ 有機物処理・利用施設 シ 油糧作物処理 | | | | | |
| ア 育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製 貯蔵施設 エ 農産物処理加 工施設 オ 集出荷貯蔵施 設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施 設 ク 農作物被害防 止施設 ケ 生産技術高度 化施設 コ 種子種苗生産 関連施設 サ 有機物処理・利用施設 シ 油糧作物処理 シ 油糧作物処理 | | | | | |
| イ 乾燥調製施設 ウ 鞍類乾燥調製 貯蔵施設 エ 農産物処理加 工施設 オ 集出尚貯蔵施 設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施 設 ク 農作物被害防 止施設 ケ 生産技術高度 化施設 コ 種子種苗生産 関連施設 サ 有機物処理・利用施設 シ 油糧作物処理 シ 油糧作物処理 シ 油糧作物処理 | | 備 | | | |
| ウ 穀類乾燥調製 貯蔵施設 エ 農産物処理加 工施設 才 集出荷貯蔵施 設 力 産地管理施設 キ 用土等供給施 設 の 農作物被害防 止施設 ケ 生産技術高度 化施設 コ 種子種苗生産 関連施設 サ 有機物処理・ 利用施設 シ 油糧作物処理 東作物便理施設 年 用土等供給施 設 り 農作物被害防 止施設 ケ 生産技術高度 化施設 コ 種子種苗生産 関連施設 サ 有機物処理・ 利用施設 シ 油糧作物処理 | | | | | |
| 貯蔵施設 工 農産物処理加工施設 才 集出荷貯蔵施設 オ 集出荷貯蔵施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 ク 農作物被害防止施設 ケ 生産技術高度 化施設 コ 種子種苗生産 関連施設 サ 有機物処理・利用施設 シ 油糧作物処理 シ 油糧作物処理 | | | | | |
| 工 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 ク 農作物被害防止施設 ケ 生産技術高度 化施設 コ 種子種苗生産 関連施設 サ 有機物処理・利用施設 シ 油糧作物処理 シ 油糧作物処理 シ 油糧作物処理 | | 碧調製 | | | |
| 工施設 才 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 ク 農作物被害防止施設 ク 農作物被害防止施設 ケ 生産技術高度 化施設 コ 種子種苗生産 関連施設 サ 有機物処理・利用施設 シ 油糧作物処理 シ 油糧作物処理 | | arm I a | | | |
| オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 カ 産地管理施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 ク 農作物被害防止施設 ク 農作物被害防止施設 ケ 生産技術高度 化施設 コ 種子種苗生産関連施設 サ 有機物処理・利用施設 シ 油糧作物処理・シ 油量作物処理・シ 油糧作物処理・シ 油糧 作物処理・シ 油糧 作物処理・シュー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | 生埋加 | | | |
| 設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施 設 ク 農作物被害防 止施設 ケ 生産技術高度 化施設 コ 種子種苗生産 関連施設 サ 有機物処理・ 利用施設 シ 油糧作物処理・ | | - the 44- | | | |
| 力産地管理施設 キ 用土等供給施設 ク 農作物被害防止施設 ケ 生産技術高度 化施設 コ 種子種苗生産 関連施設 サ 有機物処理・ 利用施設 シ 油糧作物処理 | | | | | |
| キ 用土等供給施設 ク 農作物被害防止施設 ケ 生産技術高度 化施設 コ 種子種苗生産 関連施設 サ 有機物処理・利用施設 シ 油糧作物処理 | | ⁄с≑п. | | | |
| 設 ク 農作物被害防 止施設 ケ 生産技術高度 化施設 コ 種子種苗生産 関連施設 サ 有機物処理・ 利用施設 シ 油糧作物処理 イ 機物処理・ 利用施設 シ 油糧作物処理 | | | | | |
| ク農作物被害防止施設 ク農作物被害防止施設 ケ生産技術高度化施設 化施設 コ種子種苗生産関連施設サ有機物処理・利用施設シ油糧作物処理 サ有機物処理・利用施設シ油糧作物処理 | | 7. 水口 从10. | | | |
| 止施設 ケ生産技術高度 ケ生産技術高度 化施設 コ種子種苗生産 関連施設 サ有機物処理・利用施設 シ油糧作物処理 シ油糧作物処理 シ油糧作物処理 | | 宝宝 防 | | | |
| ケ生産技術高度 化施設 つ種子種苗生産 関連施設 サ 有機物処理・利用施設 シ 油糧作物処理 シ油糧作物処理 ・ 油糧作物処理 | | | | | |
| 化施設 つ種子種苗生産 関連施設 サ有機物処理・ 利用施設 シ油糧作物処理 | | 高度 | | | |
| コ種子種苗生産 関連施設 サ 有機物処理・ 利用施設 シ 油糧作物処理 コ種子種苗生産 関連施設 サ 有機物処理・ 利用施設 シ 油糧作物処理 | | | | | |
| 関連施設 サ 有機物処理・ サ 有機物処理・ 利用施設 シ 油糧作物処理 | | 生産 | . — . — | | |
| サ 有機物処理・ 利用施設 利用施設 シ 油糧作物処理 リ カ 海 海 作物処理 | | | | | |
| 利用施設 | | 2理・ | | | |
| | | | | | |
| 加工施設 | シ 油糧作物 | り処理 | シ 油糧作物処理 | | |
| | 加工施設 | | 加工施設 | | |

| | スゼ施(4幹アエイウ施工施オ関カ影キ飼(5)施工施オ関カ影キ飼(5)施工施オ関カ影キ飼(5)施工施オ関カ影キ飼(5)施工イウ施工施オ関カ影キ飼(5)施工施オ関カ影キ飼(5)施工施オ関・産業・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・ | | ス バ 然 | | |
|------|--|------|--|--|-------------------------------------|
| 推進事業 | 産地収益力の強 化に向けた総合的 | 推進事業 | 産地競争力の強化 産地収益力の強 化に向けた総合的 推進 | | |
| | (土地利用型作物、 果樹、生産体制保 安、家畜改良増殖、 生乳乳製品流通 | | 土地利用型作物、 畑作物・地域特産 物、果樹、生産体制保安、環境保全 型農業、家畜改良 増殖、生乳乳製品 流通、多角的農作 業コントラクター 育成 | | ○一部補助対象 事業の終了 |
| | (1) 協議会の開催(2) 行動計画の作成(3) 調査の実施 | | (1) 協議会の開催(2) 行動計画の作成(3) 調査の実施 | | |

| (5) 技術の普及 (6) 啓発活動 (7) その他(※) 合 計 | | (5) 技術の普及 (6) 啓発活動 (7) その他(※) 合 計 | |
|--|--|--|--|
| (4) 実証、試験の 実施 | | (4) 実証、試験の 実施 | |

2~14 略

- 15 補助金の額の確定後において、違約金、返還金、保険料その他の 補助金に代わる収入があったこと等により、補助事業に要した経費 を減額すべき事情がある場合は、第13項の実績報告書に準じた書類 を知事(総合振興局長(振興局長))に提出し、額の再確定を受け、 補助金を返還しなければなりません。
- 16 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。
- 17 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(事務取扱要領第23の1に定める財産に限る。)を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事(総合振興局長(振興局長))の承認を受けなければなりません。ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金等交付申請書に記載してある場合は、次の条件により知事(総合振興局長(振興局長))の承認があったものとします。
 - (ア) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれ か高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
 - (イ) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

なお、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合 又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令 第15号)で定める耐用年数(大蔵省令に定めのない財産については、 農林水産大臣が別に定める年数)を経過した場合は、この限りでは ありません。

18 前項の申請により知事(総合振興局長(振興局長))の承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を

2~14 略

- 15 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。
- 16 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(事務取扱要領 第22の1に定める財産に限る。)を、補助金の交付の目的に反して使 用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しよう とするときは、あらかじめ知事(総合振興局長(振興局長))の承認 を受けなければなりません。ただし、補助事業を行うに当たって、 補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行って いる制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金 融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、そ の他必要な事項)が補助金等交付申請書に記載してある場合は、次 の条件により知事(総合振興局長(振興局長))の承認があったもの とします。
 - (ア) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれ か高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
 - (イ) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

なお、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合 又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令 第15号)で定める耐用年数(大蔵省令に定めのない財産については、 農林水産大臣が別に定める年数)を経過した場合は、この限りでは ありません。

17 前項の申請により知事(総合振興局長(振興局長))の承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を

○国の要綱に基づく額の再確定 の規定の整備

○以下条項繰下げ

納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日まで に納付しなければなりません。

- 19 補助事業に関する帳簿及び証拠書類又は証拠物を備え、この補助 事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるよう これを整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌 年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業によ り取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過し ていない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時 まで保存しなければなりません。
- 20 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当 該事業により取得した残存物件(事業の遂行手段として用いられ、 残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件)を処分しようと するときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を知事(総合振 興局長(振興局長))に報告し、その承認を受けなければなりません。
- 21 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定 の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交 付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。 補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
 - (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がない のにこの補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求 し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業 者及び事業実施主体に対して交付する補助金その他の助成を含 む。)を重複して受領したとき。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじ め知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使 用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供した とき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業の執行に関し、この補助 金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件その他法令若し くはこれに基づく知事(総合振興局長(振興局長))の処分に違反 したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 22 前項の規定による処分に関し、推進事業に係る補助金の返還を命 ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の目から納付の日ま での日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけ るその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければなり ません。

- 納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日まで に納付しなければなりません。
- 18 補助事業に関する帳簿及び証拠書類又は証拠物を備え、この補助 事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるよう これを整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌 年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業によ り取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過し ていない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時 まで保存しなければなりません。
- 19 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当 該事業により取得した残存物件(事業の遂行手段として用いられ、 残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件)を処分しようと するときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を知事(総合振 興局長(振興局長))に報告し、その承認を受けなければなりません。
- 20 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定 の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交 付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。 補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
 - (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がない のにこの補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求 し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業 者及び事業実施主体に対して交付する補助金その他の助成を含 む。) を重複して受領したとき。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじ め知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使 用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供した とき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業の執行に関し、この補助 金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件その他法令若し くはこれに基づく知事(総合振興局長(振興局長))の処分に違反 したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 21 前項の規定による処分に関し、推進事業に係る補助金の返還を命 ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日ま での日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけ るその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければなり ません。
- 23 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったと | 22 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったと

きは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額 (その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その 納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した 違約延滞金を道に納付しなければなりません。

- 24 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約加算金(推進事業に限る。)又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 25 第8項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の 適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道 の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させ ることがあるので、これに協力しなければなりません。
- 26 補助事業者は、補助事業の執行に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、同法施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)等の法令、強い農業づくり交付等要綱、強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて(令和4年4月1日付け農林水産省大臣官房総括審議官、農産局長、畜産局長通知。)、事務取扱要領の定め及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

(部 課 係)

注1~8 略

- 9 補助事業の内容が整備事業のみの場合にあっては、第5項の(2) 及び第22項を削除して使用すること。
- 10 補助事業の内容が推進事業のみの場合にあっては、第26項を次のように変更し、第3項及び第4項を削除して使用すること。
 - 26 補助事業者は、補助事業の執行に当たり、法令の定めによるほか、北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号)、強い農業づくり事業補助金交付事務取扱要領(平成17年1月15日付け支援第432号農政部長通知)の定め及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

きは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額 (その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その 納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した 違約延滞金を道に納付しなければなりません。

- 23 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約加算金(推進事業に限る。)又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 24 第8項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の 適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道 の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させ ることがあるので、これに協力しなければなりません。
- 25 補助事業者は、補助事業の執行に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、同法施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)等の法令、強い農業づくり交付等要綱、強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて(令和4年4月1日付け農林水産省大臣官房総括審議官、農産局長、畜産局長通知。)、事務取扱要領の定め及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

(部 課 係)

注1~8 略

- 9 補助事業の内容が整備事業のみの場合にあっては、第5項の(2) 及び<mark>第21項</mark>を削除して使用すること。
- 10 補助事業の内容が推進事業のみの場合にあっては、第25項を次のように変更し、第3項及び第4項を削除して使用すること。
 - 25 補助事業者は、補助事業の執行に当たり、法令の定めによるほか、北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号)、強い農業づくり事業補助金交付事務取扱要領(平成17年1月15日付け支援第432号農政部長通知)の定め及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

11 略

○所要の整備

11 略

別記第2-2号様式(第6-1関係)[経営改善の取組に係る事業の 場合]

(記号) 第 号指令

(補助事業者)

年 月 日に申請のあった強い農業づくり事業について は、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければな りません。

年 月 日

北海道知事 総合振興局長 (振興局長))

1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補 │ 1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補 助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

| 補助 事業 — | 補助対象経費 | 補助金の額 | 少了地阻 | |
|-----------|--------------------|-------|------|------|
| 等名区分 | | 金額 | 金額 | 完了期限 |
| 強農づり業整備事業 | 1 融資主体支援 タイプ | 円 | 円 | 年月日 |

別記第2-2号様式(第6-1関係)「生産の効率化の取組に係る事 業の場合〕

(記号) 第 号指令

(補助事業者)

日に申請のあった強い農業づくり事業について は、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければな りません。

年 月 日

北海道知事 総合振興局長 (振興局長))

助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

| | 補助金の額 | 今 了 ### | 補助 | | 補助対象経費 | | | 補助金 | 金の額 | 今 了 期7月 | |
|---|-------|----------------|-----------|------|---|---|---|-----|-----|----------------|----------------|
| 額 | 金額 | 完了期限 | 等名 | 区分 | 費目 | 金 | 額 | 金 | 額 | 完了期限 | |
| 円 | 円 | 年月日 | 強農づり業い業く事 | 整備事業 | 生産の効率化 1 融資主体支援 タイプ (1)融資主体型補助事業 (2)追加事業 (2)追加事業 2 被別事業 度タイプ (1)事業農業者支援 (1)資業 補助事業 (1)前事業 (2)前事業 (2)前事共の信用供 与補助事業 (3)条件不利地域 | | 田 | | 田 | 年月日 | ○国要綱の趣旨改正による整備 |

改正による整備

| 支援 | タイプ 付帯事務費、 | | |
|----|---------------|--|--|
| 合 | 計 | | |

2~18 略 注1~4 略

別記第2-3号様式(第6-1関係)[次世代施設園芸地域展開の促進の取組に係る事業の場合]

(記号)第 号指令

(補助事業者)

年 月 日に申請のあった強い農業づくり事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道知事 戶 (総合振興局長 (振興局長))

1~12 略 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費

- 13 補助金の額の確定後において、違約金、返還金、保険料その他の 補助金に代わる収入があったこと等により、補助事業に要した経費 を減額すべき事情がある場合は、第11項の実績報告書に準じた書類 を知事(総合振興局長(振興局長))に提出し、額の再確定を受け、 補助金を返還しなければなりません。
- 14 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。
- 15 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(事務取扱要領<mark>第</mark> 23の1に定める財産に限る。)を、補助金の交付の目的に反して使用 し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようと するときは、あらかじめ知事(総合振興局長(振興局長))の承認を

| | 支援タイプ 4 附帯事務費 | | |
|---|------------------|--|--|
| í | <u></u> | | |

2~18 略 注1~4 略

別記第2-3号様式(第6-1関係)[次世代施設園芸地域展開の促進の取組に係る事業の場合]

(記号)第 号指令

(補助事業者)

年 月 日

北海道知事 印 (総合振興局長(振興局長))

1~12 略 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費

○国の要綱に基 づく額の再確定 の規定の整備

- 13 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。
- 14 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(事務取扱要領<mark>第 22</mark>の1に定める財産に限る。)を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事(総合振興局長(振興局長))の承認を

○以下条項繰下

受けなければなりません。ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金等交付申請書に記載してある場合は、次の条件により知事(総合振興局長(振興局長))の承認があったものとします。

- (ア) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれ か高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
- (イ) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと なお、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場 合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵 省令第15号)で定める耐用年数(大蔵省令に定めのない財産につ いては、農林水産大臣が別に定める年数)を経過した場合は、こ の限りではありません。
- 16 前項の申請により知事(総合振興局長(振興局長))の承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
- 17 前項に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。
- 18 補助事業に関する帳簿及び証拠書類又は証拠物を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。
- 19 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件(事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件)を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を知事(総合振興局長(振興局長))に報告し、その承認を受けなければなりません。
- 20 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
 - (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がない

受けなければなりません。ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金等交付申請書に記載してある場合は、次の条件により知事(総合振興局長(振興局長))の承認があったものとします。

- (ア) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれ か高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
- (イ) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

なお、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数(大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数)を経過した場合は、この限りではありません。

- 15 前項の申請により知事(総合振興局長(振興局長))の承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
- 16 前項に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。
- 17 補助事業に関する帳簿及び証拠書類又は証拠物を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。
- 18 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件(事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件)を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を知事(総合振興局長(振興局長))に報告し、その承認を受けなければなりません。
- 19 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。 補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
 - (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がない

- のにこの補助金を使用しないとき。
- (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者及び事業実施主体に対して交付する補助金その他の助成を含む。) を重複して受領したとき。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業の執行に関し、この補助 金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件その他法若しく はこれに基づく知事(総合振興局長(振興局長))の処分に違反し たとき、又は不正な行為をしたとき。
- 21 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 22 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 23 第7項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の 適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道 の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させ ることがあるので、これに協力しなければなりません。
- 24 この補助事業の完了により相当の収益が生じたときは、補助金の 全部又は一部を納付しなければなりません。
- 25 補助事業者は、補助事業の執行に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、同法施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)等の法令、スマート農業交付等要綱、事務取扱要領の定め及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

のにこの補助金を使用しないとき。

- (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者及び事業実施主体に対して交付する補助金その他の助成を含む。) を重複して受領したとき。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業の執行に関し、この補助 金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件その他法若しく はこれに基づく知事(総合振興局長(振興局長))の処分に違反し たとき、又は不正な行為をしたとき。
- 20 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 21 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 22 第7項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の 適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道 の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させ ることがあるので、これに協力しなければなりません。
- 23 この補助事業の完了により相当の収益が生じたときは、補助金の 全部又は一部を納付しなければなりません。
- 24 補助事業者は、補助事業の執行に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、同法施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)等の法令、スマート農業交付等要綱、事務取扱要領の定め及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

部 課 係

(部課係

注1~4 略

別記第2-4号様式 (第6-1関係) [担い手確保・経営強化の取組 に係る事業の場合] 略

別記第2-5号様式(第6-1関係)[農産物等輸出の拡大の取組に 係る事業の場合]

(記号)第 号指令

(補助事業者)

年 月 日に申請のあった強い農業づくり事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道知事 月 (総合振興局長(振興局長))

 $1\sim 2$ 略

3 補助事業者は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付等要綱(令和4年12月7日付け4農産第3467号農林水産事務次官通知。以下「輸出拡大交付等要綱」という。)別記様式第2号により農林水産省の機関(国土交通省北海道開発局を含む。)から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求めるものとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはなりません。

4~13 略

- 14 補助金の額の確定後において、違約金、返還金、保険料その他の 補助金に代わる収入があったこと等により、補助事業に要した経費 を減額すべき事情がある場合は、第13項の実績報告書に準じた書類 を知事(総合振興局長(振興局長))に提出し、額の再確定を受け、 補助金を返還しなければなりません。
- 15 補助事業に関する帳簿及び証拠書類又は証拠物を備え、この補助 事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるよう

注1~4 略

別記第2-4号様式(第6-1関係)[担い手確保・経営強化の取組 に係る事業の場合] 略

別記第2-5号様式(第6-1関係)[農産物等輸出の拡大の取組に 係る事業の場合]

(記号)第 号指令

(補助事業者)

年 月 日に申請のあった強い農業づくり事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道知事 印 総合振興局長(振興局長))

 $1\sim 2$ 略

3 補助事業者は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、<u>農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱(平成28年1月20日付け27生産第2394号農林水産事務次官通知。以下「交付要綱」という。)別記様式第9号により農林水産省の機関(国土交通省北海道開発局を含む。)から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求めるものとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはなりません。</u>

4~13 略

14 補助事業に関する帳簿及び証拠書類又は証拠物を備え、この補助 事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるよう これを整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌

○国要綱等の名 称変更等に伴う 整備

○国の要綱に基づく額の再確定 の規定の整備

○以下条項繰下げ

これを整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。

- 16 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。 補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
 - (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者及び事業実施主体に対して交付する補助金その他の助成を含む。) を重複して受領したとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業の執行に関し、この補助 金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件その他法若しく はこれに基づく知事(総合振興局長(振興局長))の処分に違反し たとき、又は不正な行為をしたとき。
- 17 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 18 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。
- 19 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(事務取扱要領第23の1に定める財産に限る。)を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事(総合振興局長(振興局長))の承認を受けなければなりません。ただし、補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数(大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数)を経過した場合、及び補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けよう

年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。

- 15 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。 補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
 - (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者及び事業実施主体に対して交付する補助金その他の助成を含む。) を重複して受領したとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業の執行に関し、この補助 金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件その他法若しく はこれに基づく知事(総合振興局長(振興局長))の処分に違反し たとき、又は不正な行為をしたとき。
- 16 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 17 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。
- 18 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(事務取扱要領第22の1に定める財産に限る。)を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事(総合振興局長(振興局長))の承認を受けなければなりません。ただし、補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数(大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数)を経過した場合、及び補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金等交付申請書

とする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金等交付申請書に記載してある場合は、この限りではありません。

- 20 前項の財産を、知事(総合振興局長(振興局長))の承認を受けて 処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部 を道に納付させることがあります。
- 21 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件(事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件)を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を知事(総合振興局長(振興局長))に報告し、その承認を受けなければなりません。
- 22 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 23 第5項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の 適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道 の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させ ることがあるので、これに協力しなければなりません。
- 24 補助事業者は、補助事業の執行に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、同法施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)等の法令、輸出拡大交付等要綱、強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて(令和4年4月1日付け農林水産省大臣官房総括審議官、農産局長、畜産局長通知)、事務取扱要領の定め及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

(部 課 係

注1 略

2 整備事業の表中の「費目」のうち、該当する取組名を選択して記入すること。

に記載してある場合は、この限りではありません。

- 19 前項の財産を、知事(総合振興局長(振興局長))の承認を受けて 処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部 を道に納付させることがあります。
- 20 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件(事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件)を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を知事(総合振興局長(振興局長))に報告し、その承認を受けなければなりません。
- 21 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 22 第5項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の 適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道 の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させ ることがあるので、これに協力しなければなりません。
- 23 補助事業者は、補助事業の執行に当たっては、補助金等に係る予 算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、同法施行 令 (昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則 (昭 和31年農林省令第18号)等の法令、農産物等輸出拡大施設整備事業 実施要綱(平成28年1月20日付け27生産第2393号農林水産事務次官 農産物等輸出拡大施設整備事業実施要領(平成28年1月 20日付け27生産第2395号農林水産省食料産業局長、 生産局長 統括官通知)、農産物等輸出拡大施設整備事業交付金金交付要綱 成28年1月20日付け27生産第2394号農林水産事務次官依命通知) び強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ 等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて(令和 4年4月1日付け農林水産省大臣官房総括審議官、農産局長、畜産 局長通知。以下「強い農業づくり事務取扱い」という。)及び事務取 扱要領の定め及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をも って補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

(部 課 係)

注1 略

2 整備事業の表中の「費目」のうち、<u>※印は農産物等輸出拡大施</u> 設整備事業実施要綱(平成28年1月20日付け27生産第2393農林水 ○国要綱等の名 称変更等に伴う 整備

また、必要のない「費目」がある場合には、適宜削除して使用すること。

なお、附帯事務費を補助対象経費とする場合は、整備事業の欄に追加して使用すること。

 $3 \sim 7$ 略

別記第2-6号様式(第6-1関係)[水田農業高収益作物導入推進の取組に係る事業の場合] 略

別記第3号様式(第6-3関係) \sim 別記第16-2号様式(第19-2関係) 略

別記第17号様式(第21関係)

別記第18号様式(第23-4関係)

別記第19号様式(第26関係)

<u>産事務次官依命通知)の別表1のIのメニュー欄より</u>該当する取組名を選択して記入すること。

また、必要のない「費目」がある場合には、適宜削除して使用すること。

なお、附帯事務費を補助対象経費とする場合は、整備事業の欄 に追加して使用すること。

 $3 \sim 7$ 略

別記第2-6号様式(第6-1関係)[水田農業高収益作物導入推進の取組に係る事業の場合] 略

別記第3号様式(第6-3関係) \sim 別記第16-2号様式(第19-2関係) 略

別記第17号様式(第20関係)

別記第18号様式(第22-4関係)

別記第19号様式(第25関係)

○所要の整備

○所要の整備